

養育費確保支援補助金

子どもの支援に必要な養育費の取り決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申し立て等にかかる経費を補助します。

◆対象になる方（全てに当てはまる方）

- ・板橋区に居住するひとり親世帯（離婚前も含む）の方
- ・養育費の取り決めに係る経費（養育費立替保証の場合、初回保証料に係る経費）を負担した方
- ・養育費を受け取る方（養育費の取り決めに係る※債務名義を有している方）（③の申請の場合は除く）
※債務名義：公正証書（強制執行認諾条項付き）、判決書、調停調書、審判書等
- ・養育費の取り決めの対象となる子を現に扶養している方
- ・過去に同内容の補助金（他自治体による同様の趣旨の補助金を含む）を受けていない方

◆養育費の取り決め方法別必要書類等

※本補助金の申請に必要な戸籍謄抄本、住民票の写しの取得費用は補助対象になりません。

なお、住民票の写しは省略できる場合がありますので、詳しくはお近くの福祉課へ事前相談の際にご確認ください。

①公正証書にて取り決め（上限 49,000 円）

申請の時期	・公正証書作成から6か月以内
補助の対象となる費用	・公証役場に支払った公証人手数料
申請に必要な書類	・公正証書（強制執行認諾条項付き） ・公証人手数料領収書 ・申請者及びその子の戸籍謄本又は抄本（発行1か月以内のもの） ・世帯全員の住民票の写し（発行1か月以内のもの）

②家庭裁判所の調停、審判や裁判にて取り決め

申請の時期	・調停調書、審判書、判決書の作成から6か月以内
補助の対象となる費用	・調停申し立て、裁判に要した収入印紙代 ・調停申し立て、裁判に要した戸籍謄本等添付書類取得費用 ・連絡用の郵便切手代
申請に必要な書類	・裁判所の調停調書や判決書など ・収入印紙代の領収書又はレシート ・調停申し立て、裁判に要した戸籍謄本等取得代の領収書又はレシート ・連絡用の郵便切手代の領収書又はレシート ・申請者及びその子の戸籍謄本又は抄本（発行1か月以内のもの） ・世帯全員の住民票の写し（発行1か月以内のもの）

●ADR（裁判外紛争解決手続）にて取り決め

③ADRの申込料、依頼料、1回目の調停に係る費用の申請（上限 20,000 円）

申請の時期	・1回目の調停日から6か月以内
補助の対象となる費用	・ADRの申込料、依頼料に相当する費用 ・1回目の調停にかかる費用
申請に必要な書類	・ADRの申込料、依頼料、1回目の調停費用が分かる領収書 ・申請者及びその子の戸籍謄本又は抄本(発行1か月以内のもの) ・世帯全員の住民票の写し（発行1か月以内のもの）

④ADRの2回目以降の調停に係る費用の申請（上限 30,000 円）

※ADRにより養育費の取り決めに係る調停が成立し、公正証書を作成した場合に限る

申請の時期	・公正証書作成から6か月以内
補助の対象となる費用	・2回目以降の調停にかかる費用
申請に必要な書類	・ADRの2回目以降の調停費用が分かる領収書 ・公正証書（強制執行認諾条項付き） ・申請者及びその子の戸籍謄本又は抄本(発行1か月以内のもの) ・世帯全員の住民票の写し（発行1か月以内のもの）

●養育費取り決め後、立替保証契約を締結する場合

⑤養育費立替保証契約時の初回保証料に係る費用の申請（上限 50,000 円）

申請の時期	・養育費立替保証に係る契約の締結日から6か月以内
補助の対象となる費用	・養育費立替保証に係る契約締結時の初回保証料 （保証会社と1年以上の契約を締結している場合に限る）
申請に必要な書類	・初回保証料の支払いが分かる領収書 ・公正証書（強制執行認諾条項付き）、または裁判所の調停調書、判決書、審判書など ・申請者及びその子の戸籍謄本又は抄本(発行1か月以内のもの) ・世帯全員の住民票の写し（発行1か月以内のもの） ・保証会社と締結した養育費立替保証の契約書

◆お問い合わせ（申請前にまずはお近くの福祉課までご相談ください）

板橋福祉課 総合相談係 TEL 3579-2322 板橋区栄町 36-1 グリーンホール 3 階
 赤塚福祉課 総合相談係 TEL 3938-5126 板橋区赤塚 6-38-1 赤塚支所地下 1 階
 志村福祉課 総合相談係 TEL 3968-2331 板橋区蓮根 2-28-1

●家庭相談

各福祉課では離婚や養育費等の取り決めについて、家庭裁判所の調停委員等の経験を有する家庭相談員が相談に応じています。お近くの福祉課総合相談係にお問合せください。